

許認可等の内容	地縁による団体の印鑑の登録		
根拠法令及び条項	鳥取市認可地縁団体印鑑条例第 5 条		
担 当 課	協働推進課	処 分 権 者	市 長
標準処理期間	3 日	設 定 日	平成 8 年 4 月 1 日
審 査 基 準 1 申請者が次のいずれかに該当する者であること。 (1) 鳥取市に所在する地縁団体の代表者 (2) 条例第 2 条第 1 項各号に掲げる者で所定の手続により選任されたことを証明できるもの (3) 地方自治法施行規則第 18 条の 3 第 1 項第 7 号に規定する代理人 2 認可地縁団体印鑑登録原票に当該地縁団体の他の地縁団体印鑑が登録されていないこと。 3 申請者が地縁団体印鑑を自ら持参すること。 4 条例施行規則様式第 1 号に規定する様式による申請であること。 5 登録を受けようとする地縁団体印鑑が条例第 4 条各号に該当する印鑑でないこと。 6 申請者の署名及び鳥取市印鑑条例第 6 条の規定に基づき登録されている個人の印鑑（以下「個人印鑑」という。）の押印があること。 7 申請者の個人印鑑に係る発行後 3 か月以内の印鑑登録証明書の添付があること。 変更日 令和 8 年 1 0 月 1 日			

許認可等の内容	地縁による団体の印鑑登録の証明		
根拠法令及び条項	鳥取市認可地縁団体印鑑条例第 12 条		
担 当 課	協働推進課	処 分 権 者	市 長
標準処理期間	3 日	設 定 日	平成 8 年 4 月 1 日
審 査 基 準 1 印鑑登録者が自ら申請し、又は地方自治法施行規則第 18 条の 3 第 1 項第 7 号に規定する代理人（以下「代理人」という。）が申請すること。 2 代理人が申請する場合は、次の添付書類の提出があること。 (1) 鳥取市印鑑条例第 6 条の規定に基づき登録されている個人の印鑑（以下「個人印鑑」という。）を押印した印鑑登録者の委任の旨を証する書面 (2) 印鑑登録者の個人印鑑に係る発行後 3 か月以内の印鑑登録証明書 3 条例施行規則様式第 6 号に規定する様式による申請であること。 4 条例第 11 条各号の事項に該当しないこと。 5 認可地縁団体印鑑登録証明申請書に登録されている地縁団体印鑑を押印していること。 変更日 令和 8 年 1 0 月 1 日			

許認可等の内容	印刷物、ポスター等の掲示又は配布及び営利を目的とした行為の許可		
根拠法令及び条項	鳥取市集会所の設置及び管理に関する条例第3条第1項第4号		
担 当 課	協働推進課	処分権者	市 長
標準処理期間	7日	設定日	平成16年11月1日
審査基準 印刷物、ポスター等の掲示又は配布及び営利を目的とした行為の許可は、次の事項に該当するかどうかについて審査し、決定する。 集会所で当該行為を行う必要性があり、かつ、集会所の用途、目的を妨げないと認められること。 具体的には、大会や講演会を開催する場合における物品や書籍の販売、広告物の掲示若しくは配布又は看板若しくは立札類の設置などがある。			

許認可等の内容	保険金の給付		
根拠法令及び条項	鳥取市社会奉仕活動等補償規則第4条第1項		
担 当 課	協働推進課	処分権者	市 長
標準処理期間	3日	設定日	
審査基準を設定しない理由 保険金の給付は、規則第3条の規定により、事前に社会奉仕活動登録票が提出されている場合に規則第4条第1項に掲げる事項に該当し、規則第5条の規定に該当しないことが要件であり、これらの規定で言い尽くされているため、審査基準は設定しない。			

許認可等の内容	使用の許可		
根拠法令及び条項	鳥取市立地区公民館の設置及び管理に関する条例第6条第1項		
担 当 課	協働推進課	処 分 権 者	市長
標準処理期間	7日	設 定 日	令和6年4月1日
審 査 基 準 地区公民館の使用の許可は、条例第7条各号に規定する許可の基準に該当するかどうかについて審査し、決定する。具体的には、次のいずれかに該当するときは、使用の許可は行わないものとする。 1 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき。 2 施設、設備若しくは備品等を滅失し、又は損傷するおそれがあると認めるとき。 3 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団の利益になると認めるとき。なお、「暴力団の利益になると認めるとき」とは、暴力団の活動に利用されることにより当該暴力団の利益になると認められるときをいい、暴力団員個人の私的な利用については対象としない。具体的には、組長の襲名披露式又は脱法行為の研究会などの会場として使用するとき、収益金が暴力団の活動資金となる興行を行うときなどが挙げられる。 4 前3号に掲げるもののほか、地区公民館の管理上支障があると認めるとき。 ここで、「管理上支障がある」とは、1から3までの場合に準じるような管理上の支障をきたす具体的な危険がある場合をいう。 つまり、客観的にみて他の利用者の利用を妨げることが明らかであるなど管理運営上の支障を生じることが十分に予想できると合理的に認められるとき又は地区公民館設置の目的に照らして不適当な使用の目的又は形態等であると認められるときをいう。			

許認可等の内容	使用料の減免		
根拠法令及び条項	鳥取市立地区公民館の設置及び管理に関する条例第9条		
担 当 課	協働推進課	処 分 権 者	市長
標準処理期間	7日	設 定 日	令和6年4月1日
審 査 基 準 「使用料の減免」は、条例第9条の規定により、公益上特に必要と認められるかどうかについて審査し、決定する。 ここで、「公益上特に必要と認める」とは、地区公民館の設置目的から判断して使用料を減免することが公益的見地から妥当であることをいい、次のような場合などがある。 これに該当するときは、使用料を免除する。 1 市又は市の機関が主催する行事に使用するとき。 2 災害その他緊急やむを得ない事態の発生により応急施設として使用するとき。 3 その他特に市長が必要と認めるとき。			

許認可等の内容	既納使用料の返還		
根拠法令及び条項	鳥取市立地区公民館の設置及び管理に関する条例第 10 条ただし書		
担 当 課	協働推進課	処分権者	市長
標準処理期間	14 日	設定日	令和 6 年 4 月 1 日
審査基準 既納使用料の返還は、条例第 10 条各号のいずれかに該当するかどうかについて審査し、決定する。具体的には、次のいずれかに該当するときに返還を行うものとする。 1 使用者の責めに帰さない理由により使用できないとき。 ここで、「使用者の責めに帰さない理由」とは、災害などにより地区公民館自体に使用できない事態が生じた場合や事故などによる交通機関の途絶等の不可抗力により使用できない場合をいう。 2 使用の開始前に、使用の許可の取消しの申出があり、その理由が正当であると認めるとき。 なお、返還する額は、上記 1 の場合は全額とし、上記 2 の場合は半額とする。			

許認可等の内容	印刷物、ポスター等の掲示又は配布を目的とした行為の許可		
根拠法令及び条項	鳥取市立地区公民館の設置及び管理に関する条例第 13 条第 1 項第 4 号		
担 当 課	協働推進課	処分権者	市長
標準処理期間	7 日	設定日	令和 6 年 4 月 1 日
審査基準 地区公民館及びその敷地内における印刷物、ポスター等の掲示又は配布を目的とした行為の許可は、次のすべての事項に該当するかどうかについて審査し、決定する。 1 「使用の許可」の審査基準を満たしていること。 2 地区公民館で当該行為を行う必要性があり、かつ、地区公民館の用途、目的を妨げないと認められること。			